

3

移民

★「社会的統合」をめぐる★

移民とは誰か

フランスはこれまで移民を積極的に受け入れ、移民は国家の構築に重要な役割を担ってきた。フランスでは4人に1人は「先祖伝来のフランス人 (Français de souche)」ではないともいわれている。実際、2007年の統計では総人口6200万人のうち1500万人は出自がフランスではないとされている。ではこの人々はすべて移民だろうか。

フランスにおける移民の統合問題を協議する統合高等評議会によると、「移民 (immigré)」とは「外国において外国人として生まれ、この資格でフランスに入国し、永続的にフランス領土に居を定めようとする人」であり、これに対して「外国人 (étranger)」とは「フランス領土内においてフランス国籍を有せず、別の国籍を有するか、一切国籍を有しない(無国籍)人」を指す。移民は、出生地と出生時の国籍という二つの条件に規定されるが、申請あるいは結婚によりフランス国籍を取得し、帰化する移民も少なくない。2005年の統計によれば、フランスの人口のうちフランス人は94・3%であり、外国人は5・7%およそ350万人を占める。フランス人の中でも「生ま

れながらのフランス人」は91%であり、「外国で生まれフランス国籍を取得したフランス人」が3・3%およそ197万人を占める。外国人については、「外国で生まれた外国人」が4・9%およそ290万人、「フランスで生まれた外国人」が0・8%にのぼる。この分類によれば「外国で生まれフランス国籍を取得したフランス人」ならびに「外国で生まれた外国人」が移民に分類され、全人口の8・2%およそ500万人の移民が在在するといわれている。いい換えると、フランスで生まれ、フランス国籍をもつ移民二世や三世はあくまでもフランス人とみなされ、これらの数値には入らない。2006年の統計によれば、フランスに居住する外国人の中でポルトガル人は一番多く、以下、アルジェリア人、モロッコ人、トルコ人、イタリヤ人、チュニジア人などの順となっており、EU出身者は全体の35%、マグレブ三国(アルジェリア、チュニジア、モロッコ)の出身者が31%、トルコを含めたアジア諸国の出身者が13%などとなっており、1975年以降、ヨーロッパ人は減少し、アフリカ人やアジア人の増加する傾向にある。

移民の集住地域は全国に三つある。イル・ド・フランス(移民人口の37%)、ローヌ・アルプ(11%)、プロヴァンス・アルプ・コートダジュール(10%)で、この3地域で移民人口の約60%を占める。とりわけパリでは6人に1人以上が、パリ郊外のセーヌ・サン・ドニでは5人に1人以上が移民である。移民の職種で最も多いのはブルーカラー労働者(以下、労働者)で移民全体の40・5%を占める。フランス全就労者に占める労働者の割合が25・9%であることを考えるとかなり高い数値である。労働者が占める割合を性別でみると、非移民の全就労者男性の中では36・7%であるのに対して移民男性については52・4%、非移民女性の対労働者割合10・4%に比べて移民女性の割合は22・5%であ

る。非熟練労働者の構成を出身国別にみると、特に高い割合を示すのがトルコ出身者で、同国出身移民の30%が非熟練労働者として働いている。次いでモロッコの27%、チュニジアの21%、サハラ以南出身アフリカ人の20%となっている。フランス人全体での非熟練労働者の割合は9%にすぎない。

移民の失業率は経済の動向を反映している。1975年から1990年の間の失業率は、フランス全体で2・75倍の伸長率を示したのに比して、移民の失業率は4倍に上った。2002年では移民の男性の失業率は15・5%、女性は17・7%である。移民全体の失業率は16・4%で、フランス人平均失業率8・9%を大きく超えている。25歳から59歳の年齢層について出身国別にみると、スペイン、イタリア、ポルトガル出身移民はフランス人全体の失業率を下回っているが、アルジェリア、モロッコ出身移民の失業率はともに26%、トルコ出身移民は25%、サハラ以南アフリカ出身者は20%という数値を示している。失業期間が1年以上である率は移民においては40%に達している。

移民政策の推移

フランスの移民政策は大別すると「同化 (assimilation)」「編入 (insertion)」「統合 (intégration)」に分けられる。まず「同化」とは生物学的含意を有し、対象へと同一化し、もとの存在の特質を失わせてしまうもので、フランスでは過去の歴史において同化主義的植民地政策として展開してきた。これに対して「編入」とは、個人がある一定の社会的・経済的基準に達するよう個人を支援するにとどまるところが「統合」とはその存在を保ちながらも、他の存在になることを意味するもので、国レベルでみるならば、フランスがヨーロッパに統合することによってもフランスであることをやめないように、

移民は出身文化を保持しつつ、フランス社会へと統合するという考え方である。

19世紀以降、移民政策は「同化」のもとに実施されたが、80年代後半には多文化主義を背景とした「編入」、1990年代になって「統合」が主潮をなすに至った。しかし、サルコジの移民への対応は「同化」への逆行を示している。これは、2003年の「サルコジ法」から2006年の「移民選別法」に至る経緯によって明らかだろう。

本来、統合政策のめざす「共和国統合 (intégration républicaine)」とは出身国の文化を否定するような「民族的文化的統合」ではなく、あくまでも政治的統合にある。しかし、現在の「統合」移民政策では文化的な要因が残っているとの批判もあり、居住者証の申請や家族呼び寄せでは共和国の原則への同意、遵守が要求されるなど、実質的には同化が行われているといえるであろう。

移民政策の動向

1993年の国籍法改定(メニユリ法)によって、16歳から21歳の間に本人が何らかの形でフランス国籍取得の意思表明をすることが義務づけられるようになった。また、同年の移民法改定(パスクア法)によってポリガミー(一夫多妻制)の状態にある者への滞在許可証の公布が行われなくなり、家族呼び寄せの要件が厳しくなった。パスクア法には、「呼び寄せに先立つ2年間の滞在義務」「財力と居住の状態に関する市長の通告」「重大な理由がないかぎり、子どもの呼び寄せを1回のみにする」と、「一夫多妻となる家族呼び寄せの禁止」といった項目が含まれていた。この改定によって、従来ならば正規滞在資格を認められた人たちへの正規化の道が閉ざされ、非正規滞在者が急増する。

1996年3月18日、サン・パピエ（滞在許可証をもたない者）はパリのサンタンブローワーズ教会を占拠、間もなく52名のマリ人が国外退去処分を受けると、サン・パピエ支持のデモが市民団体によって組織され、支持は急速な広がりを見せた。しかし、人道的、温情主義的な観点に立つ運動と、過去の共和国の植民地主義を問い直し「すべてのサン・パピエの正規化」を求めるサン・パピエたちの主張との乖離が問題となった。

サン・パピエは1996年8月にサン・ベルナル教会から強制排除され、10月には移民法改定案（ドブレ法案）が提出された。この中でとりわけ問題となったのは「滞在先証明書」の項である。同法案は、外国人が短期滞在中でフランスに入国する場合、滞在先確認のために、受け入れ自治体が発行する「滞在先証明書」の取得を義務づけている。宿泊させる側は、自治体に対して滞在先であることを保証しなければならず、さらに宿泊した外国人が退去した際には市役所に届けねばならない。これは、外国人の出入国の厳密な管理のための措置とされ、映画人59名が「市民的不服従宣言」を発表した。法案廃止の署名は100万人を超え、パリでは10万人のデモが行われた。ドブレ法案は広範な反対運動にもかかわらず可決され、1997年3月26日に成立した。同年の国民議会選挙でパスクア・ドブレ法廃止を掲げた左翼連合が勝利を収め、ジョスパン首相（当時）は滞在先正規化の通達を出した。1998年にはパスクア・ドブレ法を改定するシュヴェヌマン法が公布された。「滞在先証明書」については、届け出は警察に外国人本人が行う形となり、理由が明確でないかぎりヴィザの発行を拒否できなくなった。また、フランス国籍保有者と結婚した者には国籍が即座に与えられ、家族の呼び寄せや学生、研究者の滞在許可証の取得は容易になった。ただし、パスクア・ドブレ法は撤廃されて

おらず、同法によって非正規滞在者への取り締まりは一層厳しくなっている。

2006年の「選別移民法」の特徴として、高い技能をもった移民の導入を図ったことがあげられる。「能力・才能 (compétences et talents)」滞在証の付与である。この措置によって、高学歴の留学生、芸術家、スポーツ選手などの受け入れが促進されることになる。

この背景には、「同化」への政策的姿勢がみられる。2007年に制定された「受け入れ・統合契約 (contrat d'accueil et d'intégration)」は一時滞在証および居住者証の取得希望者に対して義務づけるものである。これにより契約者は、フランスの制度と価値についての公民教育およびフランス語教育を受けなければならないとなった。すなわち、「選別移民法」では、移民の入国・滞在にあたってフランス社会への「統合」が求められている。「移民政策の推移」でみたとおり、「統合」は実質的に文化的な面が顕著であり、求められているのは「同化」である点が注目される。「選別移民法」では、家族移民への入国・滞在規制が以前に比して強くなっており、シュヴェヌマン法にみられた人権を基盤とする規定は大きく見直されている。例えば、家族呼び寄せの際には、申請に要する待機期間は1年から1年半に延長されている。また、フランス人の配偶者に対する居住者証や国籍を取得する条件が厳しくなり、ビザ申請時の婚姻の真偽審査その他、入国・滞在条件への規制が強化されている。

このように、一連の移民政策の動きでは、サルコジの「統合」能力の期待できる移民を選別して受け入れる」という発言にみられるように、移民への「同化」の強化が明らかになっている。2007年の「オルトフー法」では、家族関係の真偽を明らかにするに際してDNA検査が導入されており、今後の新たな移民政策の方向性が注目される。

(井形和正・西山教行)